

人材紹介基本契約書

ICON PARTNERS 株式会社（以下、甲という）と ○○○○○○○○（以下、乙という）は、甲から乙に対して、継続的に行われる人材紹介に関して、以下の通り合意し、本契約書を締結する。

なお、本契約が締結される以前であっても、乙は甲が紹介した人材の面談を承知した場合は、本契約書に記されている事項を合意したものとして、本契約事項が適応されるものとする。

第1条 人材の紹介

1. 甲は乙に人材を紹介する場合、乙の募集要項を十分に確認、および検討し、その募集要項に適した人材を紹介するものとする。但し、甲は紹介した人材（以下、候補者という）の適正を保証する責任を負わない。
2. 乙は甲より紹介された人材について、なんらかのコンタクトをとりたい場合は、必ず甲をとおして行うものとする。
3. 甲は乙に人材を紹介するにあたって、乙が求める人材をよりマッチング精度を高めて紹介するために、甲が採用部署における採用担当者との面談を依頼した場合、乙の人事担当者は、必ず採用部署における採用担当者との面談を設定し、求人職種の詳細をヒアリングする機会を設けることとする。

第2条 紹介条件

甲が乙に人材を紹介した場合、人材を紹介した日（履歴書を送付した日）から12ヶ月間の間、その人材に対する紹介は有効となるものとし、以下の場合においても、乙は甲に紹介手数料を支払わなければならないものとする。

- (1) 甲以外の人材紹介会社より、重複する（同じ候補者）紹介が甲より後になされ、その人材を採用した場合。
- (2) 甲が乙に紹介した人材を、紹介した部署以外の部署、および支店、子会社がその人材を採用した場合。
- (3) 甲が乙に紹介した人材を乙が甲に承諾なく、第三者に紹介し採用された場合。

第3条 採用にあたって

乙は甲より紹介された人材について、面談、または筆記試験等において、および必要に応じては、候補者の推薦人へ連絡をとるなどして、その候補者の適正、パーソナリティ等について、最終的に確認し、判断するものとし、これらの作業は乙の責任の範囲とし、甲は紹介した人材について、いかなる責任も負わないものとする。

なお、乙は候補者の許可をもらったうえでのみ、推薦人に連絡を取ることができるものとする。

第4条 紹介手数料

乙が、本契約に基づき甲が紹介した人材の採用を決定し（以下、採用人材という）、乙及び採用人材間で雇用契約（雇用契約の形態を問わない）が成立した場合は、乙は甲に紹介手数料として、乙が採用人材に支払う理論年収に35%を乗じた金額を支払うものとする。なお、本条における理論年収とは、採用通知書等で明示した固定給与、固定手当、固定賞与、変動賞与、入社時ボーナスの年額をいうものとする。また、乙は甲に採用通知書等の写しを提示するものとする。

第5条 紹介手数料の支払い時期

1. 甲は採用人材が入社した日付で、乙に対して請求書を発行し、送付するものとする。
乙は請求書が発行された日付より30日以内までに、紹介手数料を支払うものとする。
(該当日が土曜、日曜日および祝祭日等休日となる場合は、その後に到来する最初の営業日)なお、乙は紹介手数料にかかる消費税を負担し、別途定めのない限り、支払いは日本円で、甲の指定する口座に振込むものとする。なお、振込み手数料は乙の負担とする。
2. 前項に基づき、乙は甲が発行する請求書の記載内容について誤記があることを認めた場合には、その旨を甲に通知することができる。この場合、甲乙協議の上に速やかに請求書記載の金額を確定し、甲は乙に対して確定した金額が、記載された請求書を再度送付するものとする。

第6条 その他の費用

甲が乙のために人材を募集する場合に、甲が乙の要請により広告媒体などを使用する場合は、乙はその費用を負担するものとする。

第7条 短期退職時の返金

甲の紹介した人材が入社後3ヶ月間以内に、採用人材の都合による退職や懲戒免職等の乙の責によらずに退職した場合は、以下のとおり、乙に紹介手数料を返還返金するものとする。

- 3ヶ月間を手数料返還期間とし、以下の各号に規定する金額を返還手数料とする。
- (1) 入社後、1ヶ月間以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の75%相当額
 - (2) 入社後、2ヶ月間以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の50%相当額
 - (3) 入社後、3ヶ月間以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の25%相当額

但し、第5条に定めたとおりに紹介手数料の支払いがなされなかった場合は、返金は適用されないものとする。

第8条 機密保持

甲および乙は、本件業務の遂行に関し知り得た相手方の営業上の企業秘密(以下、「秘密情報」という)を、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のものは秘密保持対象から除外する。

1. 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの。
2. 開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
3. 開示を受けた後、甲乙それぞれの責によらないで公知又は公用となったもの。

第9条 契約変更

本契約を変更する場合は、双方協議の上、双方の代表者による記名および捺印を持って変更する。本手続によらず変更を試みる場合は、その変更には効力がないものとする。

第10条 契約解除

1. 14日の事前通知による解除
甲または乙は、正当な事由の有無を問わず、相手方当事者に14日前の書面による事前通知を行うことで本契約を解除することができる。

2. 正当な事由による解除

いずれの当事者も、以下の各号の一に該当する場合、その選択によりかつ相手方当事者に書面の通知を行うことにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 甲または乙が本契約に違反した場合、相手方当事者から14日以内の予告期間をもって、書面にて催告されたにもかかわらず、当該期間に違反を是正しないとき。
- (2) 自ら振出、又は引受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等、支払が不可能又はそのおそれが生じたとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続、民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら申し立てをしたとき。
- (4) 本契約を履行するにあたり影響を及ぼすおそれがあると合理的事由により判断される事実が発生したとき。
- (5) 事前に書面による同意を得ることなく、本契約の全部または一部を第三者に譲渡、または担保に供したとき。
- (6) 反社会的勢力であることが判明し、または反社会的勢力との関係が判明したとき。

第11条 契約終了後の扱い

1. 本契約が解除により終了した後も、本契約の規定は、本契約の終了日以前に甲が承諾したすべての注文に引き続き適用される。

2. 存続条項

本契約の以下の条項は本契約が解除または満了により終了した後も効力を有し、当事者ならびに許可を受けたその継承人および譲受人を引き続き拘束する：機密保持（第8条）、契約終了後の取扱い（本条）、コンプライアンス（第12条）、準拠法および裁判管轄地（第16条）

第12条 コンプライアンス（規則遵守）

本契約を履行するにあたり、各当事者は法令を遵守する。

第13条 契約の譲渡

甲および乙は、相互に相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約により生ずる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することができないものとする。

第14条 反社会的勢力の排除

1. 甲または乙は、他方当事者が以下の事由に該当したときは、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 反社会勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力）であることが判明した時。
 - (2) 自らまたは第三者を利用して他方当事者に対して名誉・信用等の毀損または業務の妨害をしたとき、もしくは詐術、不当要求、暴力的行為、脅迫的言動等を行ったとき。
 - (3) 代表者、実質的に経営権を有する者、主たる役職員、または出資者が反社会的勢力であるとき。
2. 甲または乙が前項に基づいて甲乙間の契約を解除した場合、契約を解除する当事者は、相手方に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとする。

第15条 完全合意

本契約は、当事者間のすべての事前合意事項、過去の契約（口頭または書面を問わず）、調整事項および約束事項を併合し、本契約に関連する当事者間の完全合意を構成する。本契約の規定の追加または修正は、両当事者が署名する書面によるほかは、当事者を拘束しないものとする。

第16条 準拠法および裁判管轄地

本契約は日本国法に準拠し、本契約に関して法律上の紛争が生じたときは東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条 旧契約の失効

本契約締結前に、甲乙間で締結された基本契約書等が有効に存する場合には、当該契約は本契約の締結と同時にその効力を失う。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。電磁的方法による締結の場合、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印またはこれにかわる電磁的处理を施し、双方保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都中央区新川1丁目7-1
天翔オフィス日本橋茅場町
ICON PARTNERS 株式会社
代表取締役 玉元 裕太

乙